

令和6年2月2日

報道機関各位

長岡市福祉保健部保健医療課長

### 長岡市診療所事業特別会計における消費税の未申告について

長岡市診療所事業特別会計において、本来行うべき消費税の申告をせず未納となっていることが判明しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1 経過

山古志及び小国の両診療所の運営に係る診療所事業特別会計について、消費税インボイス制度（令和5年10月開始）の対応等を確認していたところ、令和4年度以前から消費税の申告及び納税の必要があることが判明した。

なお、平成17年4月の小国町、山古志村との合併から、当市における消費税の納税義務があったことを確認している。

#### 2 原因

地方自治体の特別会計で課税売上高が年1,000万円を上回る場合は、一般企業等と同様に消費税の申告及び納税の義務が生じる。

そのため、診療所事業特別会計においても、両診療所を合わせた自由診療等の収入（＝課税売上高）が1,000万円を上回る年は、消費税の申告納税義務が生じるが、このことの認識が不足していたもの。

#### 3 長岡市の対応

事実判明後、長岡税務署及び税理士等に相談するとともに、納税額等を精査した。

その結果、修正申告が可能な平成30年度から令和4年度までの消費税合計約177万円に、延滞税・無申告加算税を合わせ、納付額が計約196万円になることが分かった。

そのため、1月23日に税務署への修正申告を行い、同25日に消費税本税を早急に納付した。なお、延滞税及び無申告加算税は、税務署の算定を待つて速やかに納付予定。

#### 4 水島幸枝・福祉保健部長コメント

法令を遵守すべき市の業務において、不適正な事務処理があったことを深くお詫び申し上げます。

今後このようなことがないよう、消費税制度や手続方法等の把握をこれまで以上に徹底し、再発防止に努めてまいります。

問い合わせ：福祉保健部保健医療課 植村  
電話 0258-39-2383